

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 鶴瀬停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
富士見市鶴瀬東一丁目二六五一 番六地先から同市鶴瀬東二丁目 二三四二番一地先まで		区 間
二〇・〇〇ㄱ 二九・九〇	二〇・〇〇ㄱ 二九・九〇	敷地の幅員 (メートル)
三三二・五六		延 長 (メートル)
土地区画整理事業による。		備 考